

函館市監査公表第20号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年12月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 南 地

令和 6 年(2024 年)12 月 17 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	南茅部支所		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	令和 5 年 12 月 25 日～令和 6 年 5 月 27 日	提出日	令和 6 年 8 月 6 日
監 査 項 目 等	ア 予算の執行		
勧告事項, 指摘事項, 意見			
<p>支所費で予算執行している世界遺産アクセス改善実証運行事業における事業への参加者の予約受付業務について、仕様書および積算書の作成、予定価格の設定、複数者からの見積書の徴取など競争による業者選定の事務手続を執らず、大型バスの運行業務受託者に口頭による協議のみで発注し、手数料を支出していた。</p> <p>さらに、昼食会場となる飲食店への連絡、アンケート依頼および回収、参加者負担金の受領などの業務を行う添乗業務についても仕様書および積算書の作成、予定価格の設定、複数者からの見積書の徴取など競争による業者選定の事務手続を執らず、大型バスの運行業務受託者に口頭による協議のみで発注し、その費用は、参加者負担金に実費相当分を上乗せすることによって参加者に負担させたほか、私人にその徴収または収納の事務を行わせることができない性質の雑入である参加者負担金を大型バスの運行業務受託者に収納させていた。</p> <p>以上のように当該事業を実施する中で指名競争入札により選定した大型バスの運行業務受託者に、次々と必要な手続を経ずに業務を追加発注しており、また、添乗業務に係る費用を参加者の実費負担とした根拠も不明確であった。</p> <p>これらのことは、契約事務に係る関係規則等の定めを意識せずに事務を執っていたことが原因の一つと思料されるが、地方自治体の契約は、経済性や公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきものであることから、事業を立案する段階で委託する業務の内容、範囲、割振り、事業費の負担割合等を十分に精査し、予算の執行に当たっては、法令等にのっとり適切な事務手続を執られたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			

新規事業の実施にあたっては、追加される業務が生じることのないよう立案段階において事業内容を精査し、法令等にのっとり適切な事務の執行に努めてまいります。また、今回指摘にあったような事業開始後に追加で業務が生じた場合には、安易に受託業者に追加発注することなく、業務内容に合わせた適正な事務の執行に努めてまいります。

函 南 地

令和 6 年(2024 年)12 月 17 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	南茅部支所		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	令和 5 年 12 月 25 日 ~ 令和 6 年 5 月 27 日	提出日	令和 6 年 8 月 6 日
監 査 項 目 等	イ 現金取扱事務		
勧告事項, 指摘事項, 意見			
<p>公金の徴収もしくは収納については, 地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)による改正前の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条において, 法律またはこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか, 私人に行わせてはならない旨規定されており, また, 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項では, 私人にその徴収または収納の事務を委託することのできる歳入は使用料や手数料等に限定されているところ, 世界遺産アクセス改善実証運行事業に係る参加者負担金は, 同施行令に規定されていない雑入であることから私人にその徴収または収納の事務を行わせることができないにもかかわらず, 大型バスの運行業務受託者に参加者負担金の収納を行わせていた。</p> <p>また, 参加者負担金は, 一人あたり 5,000 円としており, この全額を収入経理すべきところ, 参加者負担金のうち 2,000 円は実費相当分の費用であるとの理由により, 3,000 円のみを収入経理していた。</p> <p>さらに, 函館市会計規則(昭和 39 年規則第 9 号)第 92 条第 2 項では「現金出納員は, 自ら取り扱った収入金および現金取扱員から引継ぎを受けた収入金を合わせ, 保管金払込書によって翌日の正午までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されているところ, 大型バスの運行業務受託者から引継ぎを受けた参加者負担金を指定金融機関等へ払い込まず, 南茅部支所の別の現金出納員へ払い込んでいた。</p> <p>これらのことは, 公金の取扱いに係る関係法令等の認識が不十分であったことおよび受領した現金は実費相当分であっても市の歳入に受け入れるものと理解せ</p>			

ず事務を執っていたことが原因であると思料されるが、公金の取扱いは、常に厳正に行うことはもとより、市の事務として行われている以上、受領した現金は全て市の歳入に受け入れるべきものであることから、総計予算主義の原則に従うとともに、法令等にのっとり適正な事務の執行を図られたい。

措置内容，対応・考え方

公金の収納事務にあたっては、函館市会計規則に基づき、現金出納員による金融機関への払い込みを徹底するよう強く指導したところであります。

この度の指摘に関しましては、公金の取扱いに関する関係法令の認識不足や理解不足から発生したものであることから、今後新規事業の実施において公金収入が生じる際には、事前に事業内容を精査するとともに、総計予算主義の原則を遵守し、法令等に基づいた適正な事務の執行に努めてまいります。